

電気通信事業ガイドラインの改正（令和5年5月18日） に基づく放送分野ガイドラインの改正の必要性

令和6年7月4日
事務局

1 検討の趣旨、範囲、進め方

2 特定利用者情報規律に関する検討

3 外部送信規律に関する検討

■ 検討の趣旨

- 電気通信事業法（以下「電通法」）の改正によって、**利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度**として、電気通信事業者に対する利用者情報の適切な取扱いに係る規律（以下「**特定利用者情報規律**」）及び利用者の情報の外部送信に係る規律（以下「**外部送信規律**」）が創設された。
- 放送分野は、電気通信分野と密接に関係していることから、電通法の両規律に相当する新たな規律が、受信者情報取扱事業者に対して、必要かどうかについて検討した。

■ 検討の範囲

- 放送分野と電通分野が重なる範囲（下図Bの部分）を除いた放送分野の範囲（下図Aのオレンジ太枠の部分）とする。両分野が重なる範囲を対象外とするのは、電通分野による規律が適用されうる領域と考えられることによる。



■ 検討の進め方

- 特定利用者情報規律と外部送信規律それぞれについて、立法事実を確認し、放送分野での検証項目を洗い出した。
- 特定利用者情報規律は、放送受信者情報取扱事業者による、特定利用者情報に相当する情報の取扱いの有無を確認し、放送法に基づく受信者情報取扱事業者に対する規律との差異を分析し、追加的な措置の必要性について検討した。
- 外部送信規律は、受信者情報取扱事業者による外部送信を洗い出し、そのうち、上図Aの部分に該当するものを峻別し、さらに追加的な措置の必要性について検討した。

1 検討の趣旨、範囲、進め方

2 特定利用者情報規律に関する検討

3 外部送信規律に関する検討

- 大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律が整備された。
- 特定利用者情報規律は、安心・安全な電気通信サービスの確保が求められる現状を受け、諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化を踏まえ、設定された。

【現状・課題】

利用者情報の
適正な
取扱い

- デジタル変革時代のイノベーションを促進するため安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠
- 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務
- 特に、大量の利用者情報を取り扱う事業者には一層の高い信頼性の確保が必要

【規律の内容】

1. 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者(例:利用者数1000万人以上)に対する義務

利用者情報を守るための必要最小限の規律

効果

- ・利用者情報※の取扱いに関する社内ルール(取扱規程)の策定、利用者情報の取扱方針の公表等
(記載事項例: 安全管理の方法等)

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

- ・利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

- ・利用者情報の統括責任者の選任等

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

※ 利用者に関する情報のうち、通信の秘密に該当する情報、役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

- **規律の内容**：「取扱規程」、「取扱方針」、「自己評価・反映」、「統括責任者」、「漏えい時の報告」の5つのパートで規律が構成されている。

「利用者の利益に及ぼす**影響が大きい**電気通信役務」を提供する**電気通信事業者**に対する規律（※）

（※） 検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を提供する者も対象

規律内容

- ① 特定利用者情報（※）の**取扱規程**（≡社内ルール）の**策定・届出**
（※） 通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる 利用者 の情報が含まれる。
- ② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**
- ③ **毎事業年度**、特定利用者情報の**取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映**
- ④ 上記事項の**統括責任者の選任・届出、職務遂行義務**
- ⑤ 特定利用者情報の**漏えい時の報告**

- **規律の対象者**：規制による負担増に配慮して「極めて大多数の国民が利用しているサービスでは、その取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を念頭に、利用者数に応じた基準を定め、必要となる措置を求めていくことが適当である」として、以下の基準が設定された。

- 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
 - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**☆である電気通信役務
 - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

- 放送受信者情報取扱事業者による特定利用者情報に相当する情報の取扱いを整理したところ、利用者を識別できる情報のうち、データベース等を構成する情報に相当する取扱いがあることがわかった。

放送分野における特定利用者情報に相当する情報の取扱いの整理

放送受信者情報取扱事業者	特定利用者情報に相当する情報の取扱い	
	通信の秘密に該当する情報に相当する情報の取扱い	利用者を識別できる情報のうち、データベース等を構成する情報に相当する情報の取扱い
在京 5 局	なし	なし
NHK	なし	• 放送受信者を識別できる個人データの取得（氏名・住所、ID・パスワード等）
有料放送事業者	なし	• 視聴者特定視聴履歴の収集 • 会員情報の取得（氏名・住所、ID・パスワード等） • プレゼントキャンペーンの応募履歴の取得
テレビメーカー	なし	なし
TVer	なし	• 視聴者特定視聴履歴の収集

■ 視聴者特定視聴履歴

- 会員情報と紐付けられる視聴者特定視聴履歴は、特定利用者情報に相当する情報に該当すると判断される。
- これには、在京5局が提供し、TVer側で特定化される視聴者特定視聴履歴等が挙げられる。

■ 視聴者非特定視聴履歴

- 電通法は、第一章 総則の第二条 定義において、「利用者」を「電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者」と定めている。
- 電気通信事業法施行規則の第二条の二は、「電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者」を、「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（（中略）氏名若しくは名称、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者」としている。
- 放送における「視聴者」は、電通法が定める特定利用者情報規律の「利用者」と異なり、契約を締結、もしくは氏名若しくは名称、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成される識別符号を付与されない。
 - ・ 契約を締結、もしくは氏名若しくは名称、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成される識別符号を付与するNHK及び有料放送事業者は、視聴者非特定視聴履歴を収集していない。
- 以上により、視聴者非特定視聴履歴は、特定利用者情報に相当する情報に該当しないと判断される。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一章 総則 第二条 定義

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。
- 七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。
 - イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者
 - ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二条の二（電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者）

（電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者）

第二条の二 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名若しくは名称、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者（電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。）とする。

対応の方向性

- 現時点において、放送分野に特定利用者情報規律に準じた新たな規律を設ける必要はない。

（検討結果の小括）

- 放送受信者情報取扱事業者による特定利用者情報規律に相当する取扱いは、NHKの放送受信者を識別できる個人データの取得、有料放送事業者の視聴者特定視聴履歴の収集、会員情報・プレゼントキャンペーンの応募履歴の取得、TVerの視聴者特定視聴履歴の収集が挙げられる。
- 改正電通法の特定利用者情報規律は、サービスの利用者数に応じた基準によりその対象者を定めている。この対象者の基準を放送受信者情報取扱事業者に当てはめると、該当するのはNHKのみである。
- しかしながら、NHKは、放送法「第3章 日本放送協会」で規定された特殊法人であり、組織のガバナンスは、放送法に基づき監督されている。また、大規模な受信契約者情報を有しているものの、受信者契約に関わる業務以外に用いているものではない。以上から、現時点において、放送分野に重疊的に新たに規律を設ける必要はないと判断される。

1 検討の趣旨、範囲、進め方

2 特定利用者情報規律に関する検討

3 外部送信規律に関する検討

- 大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律が整備された。
- 外部送信規律は、利用者がアプリやウェブサービスを利用する際、利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合がある課題を受け、追加された。

【現状・課題】

利用者の 情報の 外部送信

- 利用者がアプリやwebサイトを利用する際、タグ等により、**利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合がある**

【規律の内容】

2. 電気通信事業者※に対する義務

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、**情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、確認の機会を付与**

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）を営む者を含む。利用の状況からみて利用者に与える影響が少くない者に限る。

利用者が意図しない情報の外部送信がなくなり、**利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となる**

■ 規律の内容

「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を提供する電気通信事業を営む者に対する規律

規律内容

電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、
利用者に関する情報を外部送信する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、
当該利用者に確認の機会（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）を付与

■ 規律の対象者

①外部送信規律の対象となる
電気通信役務
（内容、利用者の範囲及び利用状況を
勘案して利用者の利益に及ぼす影響
が少なくない電気通信役務）
は何か。

- 以下のサービスで、ブラウザ又はアプリケーションを通じて提供されるもの。
 - ・利用者間のメッセージ媒介等
 - ・SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
 - ・オンライン検索サービス
 - ・各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）

出所：利用者情報に関するワーキンググループ事務局「利用者情報の適切な取扱いの確保に関する背景及び現状について」（2024年3月）及び
電気通信事業ガバナンス検討会事務局「利用者に関する情報の適正な取扱いに関する 規律の詳細に関する検討」（2022年9月）

通知又は公表（容易に知り得る状態に置く）しなければならない事項

[1] 通知又は公表（容易に知り得る状態に置く） しなければならない事項

次の事項を、通知又は利用者の容易に知り得る状態に置いてください。

**1 送信されることとなる利用者
に関する情報の内容**

**2 1の情報を取り扱うこととなる
者の氏名又は名称**

3 1の情報の利用目的

通知又は公表（容易に知り得る状態に置く）の方法

[2] 通知又は公表（容易に知り得る状態に置く） の方法

[1]の事項を通知又は容易に知り得る状態に置く際は、
次に従ってください。

通知の場合

- 日本語で記載。 ● 専門用語は使わない。 ● 平易な表現を使う。
- 拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大きさで表示されるようにする。
- [1]の事項を容易に確認できるようにする。
- [1]の事項又は[1]の事項を記載した画面の場所に関する情報（リンク等）をポップアップ等により表示する。

容易に知り得る状態に置く場合

- 日本語で記載。 ● 専門用語は使わない。 ● 平易な表現を使う。
- 拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大きさで表示されるようにする。
- (ウェブサイトの場合) 外部送信のプログラムを送るページ又はそのページから容易に到達できるページ等において、[1]の事項を表示する。
- (アプリの場合) 最初に表示される画面、そこから容易に到達できる画面等において、[1]の事項を表示する。

凡例 A：放送分野の範囲（本検討の範囲）
B：両分野が重なる範囲

放送分野において外部送信に相当する取扱いの整理

放送受信者情報 取扱事業者	伝送路	外部送信に相当する取扱い	範囲
在京 5 局	データ放送	- 視聴者非特定視聴履歴の収集 - 操作情報の収集 例：アクセス履歴、番組特設ページ、郵便番号や気象情報等の設定 - プレゼントキャンペーンの応募情報の取得	A
	ハイブリッドキャストを介した通信	操作情報、アクセス履歴の収集 例：コンテンツ閲覧履歴、メニュー画面の設定	B
NHK	データ放送	- 視聴者非特定視聴履歴の収集（実証実験のみ） - 操作情報の収集 例：アクセス履歴、番組特設ページ、郵便番号や気象情報等の設定	A
	ハイブリッドキャストを介した通信	- 操作情報、アクセス履歴の収集 例：コンテンツ閲覧履歴、メニュー画面の設定 - 配信視聴に関する情報の収集	B
有料放送事業者	データ放送	プレゼントキャンペーンの応募情報の取得	A
	ハイブリッドキャストを介した通信	操作情報、配信視聴に関する情報の収集 例：コンテンツ閲覧履歴、メニュー画面の設定	B
	STBアプリを介した通信	- 操作情報の収集 - 配信、録画視聴に関する情報の収集	B
テレビメーカー	テレビ組込アプリを介した通信	- リモコンボタン・アプリの操作情報の収集 - 録画視聴に関する情報の収集	B

対応の方向性

- 現時点において、放送分野に外部送信規律に準じた新たな規律を設ける必要はない。

（検討結果の小括）

- 放送分野の外部送信に相当する次の取扱いは、いずれも利用者に確認の機会を付与している。
 - ・視聴者非特定視聴履歴の収集：視聴者に自社ウェブサイト及びテレビ画面上で公表し、テレビ画面上にオプトアウト機能を提供している
 - ・操作情報：在京5局は、視聴者に自社ウェブサイトで公表し、テレビ画面上にオプトアウト機能を提供している
NHKは、利用者の同意を取得している
- 特に、視聴者非特定視聴履歴の収集については、民間の自主ルール「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」（以下「プラクティス」）において、外部送信規律に相当する措置を定めており、視聴者のプライバシー保護に、自主的に取り組んでいる。
- 以上より、現時点において、放送分野に外部送信規律に準じた新たな規律が必要な状況にはないと判断される。